

かかり木処理作業を重点に

「林業等における作業の変化に対応した安全対策推進事業」

－厚生労働省から委託を受け事業を展開－

林業の現場では、天然林から人工林での作業に移行し、特に間伐作業が増加していることから、かかり木が多く発生し、かかり木の処理作業での死亡災害の割合が増加傾向にあります。

このため、厚生労働省においては、「**かかり木処理作業**を中心とする伐木作業」を**重点作業**とし、平成13年度～17年度の5か年間にわたって、**延べ82道府県**を**重点指定**し、林業・木材製造業労働災害防止協会に委託し本事業を実施してきたところです。

平成18年度においては、これまでの実施地域における指導内容の一層の現地への定着、指導に努めるほか、特に、かかり木関連の死亡災害が発生した5道県について、基本動作の遵守の徹底を図るモデルケースとして、更なる「かかり木処理作業を中心とする伐木作業」の安全確保を図っていくこととします。

[重点指定]

北海道、秋田、群馬、茨城、鹿児島

かかり木処理作業は
大変危険で、これに係る
死亡災害が続発しています。

かかり木処理作業の禁止事項を
絶対に行わないようにしましょう。



かかり木処理作業を重点とした安全対策推進事業は、「林業等における**作業の変化**に対応した**安全対策推進事業実施要綱**」及び「**かかり木の処理の作業**における労働災害防止のための**ガイドライン**の策定について」を中心に、重点指定の道県の林災防支部が実施主体となつて、関係事業者や労働者を対象とした研修会等を開催し、リスクアセスメントを活用したかかり木処理作業における労働災害の防止対策について、**集団指導**を行うとともに、安全対策指導員を配置し、作業現場を巡回し、かかり木処理作業の安全な作業方法、機械・器具等の安全な使用方法等の労働災害防止対策の**個別指導**を実施します。

平成18年4月

厚生労働省
林業・木材製造業労働災害防止協会

ガイドラインに基づくかかり木処理作業の安全

かかり木に係わる事前踏査



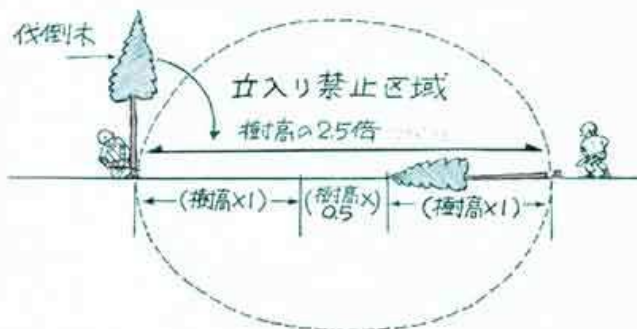
- 伐木を行う森林の立木の大きさや密度など森林状況を事前に調査し、かかり木が発生した場合に使用する処理工具を決定しておきます。

確実な退避と合図



- ①かかり木処理の作業をする前に、退避場所を選定するとともに、かかり木処理の作業を行う場所から退避場所までの通路は、かん木、ササなど作業者の退避に支障のなるものを取り除いておきます。
- ②かかり木処理の作業を開始する前に必ず合図し、作業を開始した後、かかり木が移動し始めたなら選定した退避場所に速やかに退避しましょう。また、かかり木処理の作業を開始する前に、かかり木が移動し始めた場合についても同様です。

同時伐倒作業時等の立入禁止



- 伐倒作業等(伐倒作業とかかり木処理作業)を同時に行う場合は、伐倒木の樹高の2.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせないようにします。

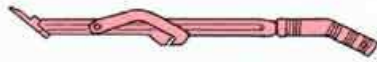
適切な機械器具等の使用

◇適切な機械器具等を使用して、適切なかかり木処理作業を行きましょう。

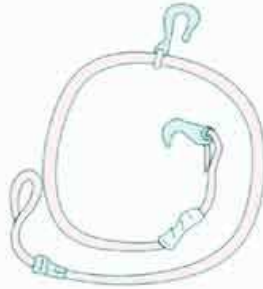
◇安全作業のために、できるだけ2人以上の組で作業しましょう。

①簡易な処理器具

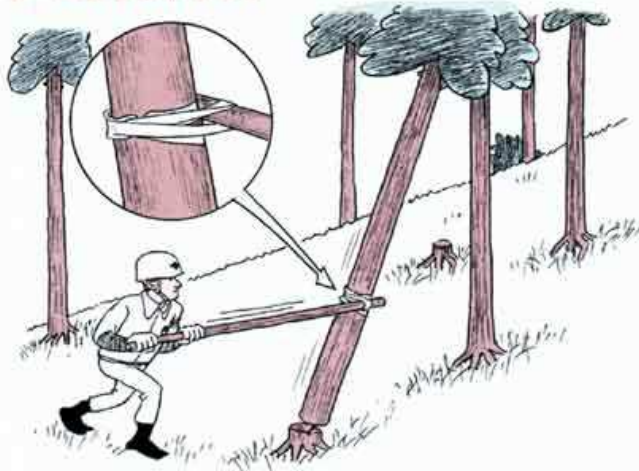
フェリングレバー



ターニングフック



ターニングストラップ

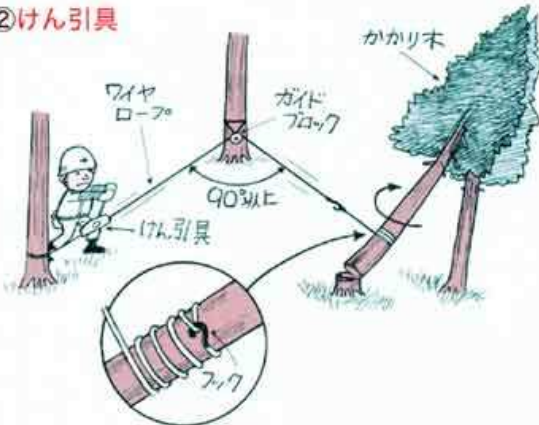


①かかっている木の胸高直径が20cm未満の小径木では、木回し、ロープ、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使って、かかり木を外します。

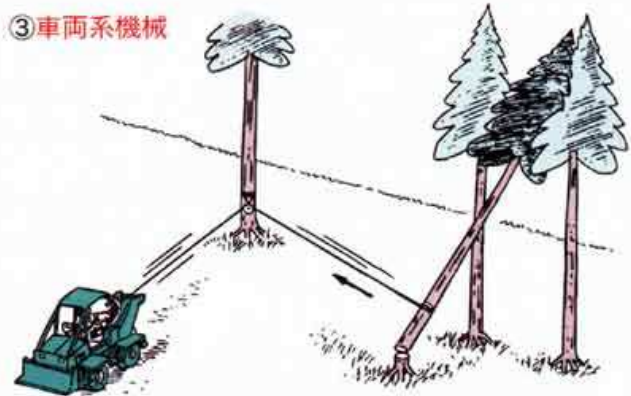
②かかっている木の胸高直径が20cm以上である中大径木の場合は、けん引具等を使用して、かかり木を外します。
(けん引具を使用する場合には、ガイドブロックを用い、引き倒す方向を安全な方向にしましょう。)

③車両系機械又は架線系機械を使用できる場合には原則として、これらを使用して、かかり木を外しましょう。
(これらの林業機械を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急な走行、ウインチの操作等を行わないようにしましょう。)

②けん引具



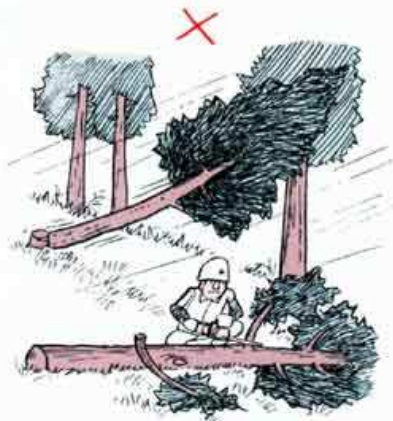
③車両系機械



かかり木に起因する死亡災害のうち、約半数が「かかり木の放置」、3割が「禁止事項」の不徹底により発生!!

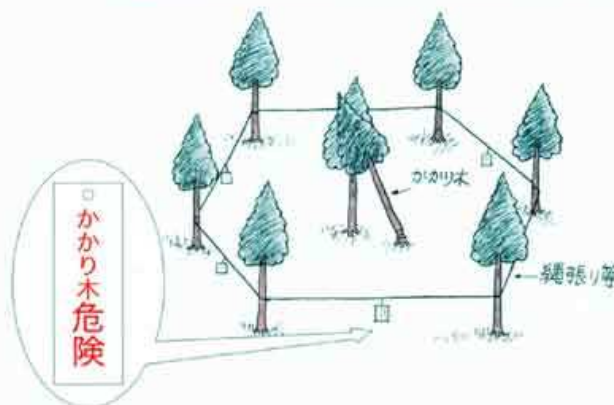
かかり木の放置は禁止

①かかり木が発生した場合には、できるだけ早期に処理することを原則にしましょう。



②やむを得ず、かかり木を放置する場合、危険区域に他の作業者が立ち入らないよう、標識の掲示、縄張り等立入禁止の措置をおきましょう。

縄張り等による立入禁止措置

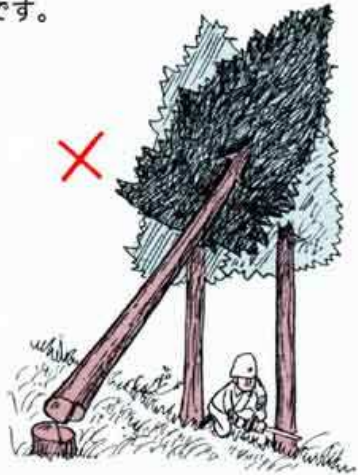


かかり木処理作業における禁止事項

かかり木処理作業においては、次の作業方法は絶対にやめましょう。

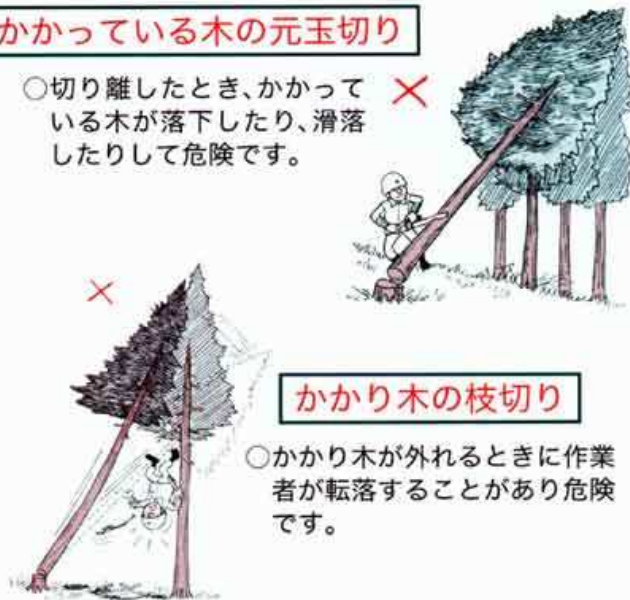
かかられている木の伐倒

○かかり木がいつ落ちてくるかわからず、大変危険です。



かかっている木の元玉切り

○切り離れたとき、かかっている木が落下したり、滑落したりして危険です。



かかり木の枝切り

○かかり木が外れるときに作業者が転落することがあり危険です。

かかっている木の肩担ぎ

○かかっている木を肩で担ぐと、木の重量が作業者にかかり、外れた木が滑落して転倒したりします。



投げ倒し(浴びせ倒し)

○伐倒木が予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木になるなど大変危険です。

